



## ▶ 今回のお知らせ版掲載一覧



- 1ページ ・「からむんバス」のウェブ予約の開始について  
・村民満足度調査の実施について
- 2ページ ・AIオンデマンドバス「からむんバス」の利用料金について
- 3ページ ・昭和村南会津町生活バスの運行について  
・令和6年度ごみの出し方について
- 4ページ ・令和6年度の粗大ごみの回収について  
・診療所からのお知らせ
- 5ページ ・令和6年能登半島地震災害義援金について (募金箱設置終了)  
・金山出張免許更新について
- 6ページ ・イベントで食品を販売するには資格が必要です



- 6ページ ・令和6年度アクティブシニア活動支援事業委託実施団体募集について
- 7ページ ・令和6年度移住定住促進空き家活用事業の実施について



- 9ページ ・村から貸し出すタブレットの希望調査について
- 9ページ ・令和5年度野生鳥獣による農作物の被害状況調査について



### 「からむんバス」のウェブ予約の開始について

これまで、からむんバスの予約は、予約センター（電話：050-1808-6900）に電話する形で運用していましたが、スマートフォンやパソコンからでも予約や利用登録が可能となりました。URL (<https://booking.showa.cti-mobility.jp/login/>) を入力するか、下記 QR コードを読み込んでアクセスしてください。詳しくは説明会で配布したリーフレット（4月3日に全戸配布予定）、もしくは村ホームページをご覧ください。

- ①既に利用登録されている方は、「パスワードをお忘れの場合」から再設定をお願いします。
- ②まだ登録されていない方は、「アカウント登録」から利用登録をお願いします。



☎ 総務課 総務係 ☎ 57-2111



### アンケート調査にご協力ください 村民満足度調査の実施について

令和6年3月末時点で16歳を迎える方以上の全村民を対象に調査票をお送りしております。

もし、回答がお済みでない方は、期限を3月31日まで延長しますので、アンケート記入後、同封の返信用封筒に調査票を入れて回答、もしくは、インターネットからご回答ください。（スマートフォンやタブレットで QR コードを読み取るか、通知に記載の URL を入力してください。）

よろしくお願いいたします。

☎ 総務課 企画創生係 ☎ 42-7717

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。



4月1日から有償サービスになります！

## AIオンデマンドバス「からむんバス」の利用料金について

令和5年11月1日より、昭和村の新たな公共交通として、AIオンデマンドバス「からむんバス」がスタートし、試行期間として令和5年度中は無料で運行していましたが、令和6年4月1日から有償のサービスとなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。利用料金・各種割引については、下記のとおりです。

### 1. 基本料金 (片道運行)

村に住所を有する方 (村民)	300 円
村に住所を有しない方 (村外)	500 円

### 2. 割引

(複数該当する場合は、最大の割引のみを適用)

村民の方のみ	
65 歳以上の方	- 100 円
生活保護の適用となっている方	- 200 円
障がい者手帳を有している方	
ひとり親家庭の保護者の方	
住民税非課税の方	100 回分無料 クーポン発行
※運転免許返納を証明できる方	
5 分以内に乗降できる経由地 (片道につき1ヶ所のみ)	経由地分の料 金無料

村外の方のみ	
<b>【ふるさと割】</b>	- 200 円
※昭和村出身の方、居住していた 期間があった方	
※昭和村に複数回訪れている方	

村民・村外の方問わず適用	
18 歳以下の方	- 200 円
※6ヶ月で20回以上の利用がある方	4 回 分 無 料 クーポン発行

#### 【利用にあたっての注意点】

※印がついている割引については、役場窓口において、マイナンバーカードに割引情報を書き込むため、事前にお手続きが必要です。また、割引を適用する場合は、からむんバスご乗車の際に、マイナンバーカードを持参いただくことが必要となります。

### 3. 事前申請が必要な割引について

3月18日以前にからむんバスの利用登録がお済みの方は、通知によりご案内いたします。それ以外の方は、①マイナンバーカード、②下記書類をご持参いただき、役場窓口(総務課住民係)までお越しください。

#### 必要な書類

- 生活保護の適用となっている方  
→生活保護受給者証など、生活保護適用が確認できる書類
- 障がい者手帳を有している方  
→障がい者手帳など、障がい者であることが確認できる書類
- ひとり親家庭の保護者の方  
→ひとり親家庭医療費受給者証など、ひとり親家庭であることが確認できる書類
- 住民税非課税の方  
→課税証明書など、住民税が非課税であることが確認できる書類
- 昭和村出身の方、居住していた期間があった方  
→戸籍個別事項証明(もしくは全部事項証明)、戸籍の附票、従前の住所が記載された住民票、など事実を確認できる書類
- 昭和村に複数回訪れている方  
→過去1年間で5回以上、村内宿泊施設で宿泊したことが分かる領収書等の書類
- 運転免許を返納したことを証明できる方  
→警察署又は運転免許センターにて運転免許を返納したことがわかる書類

### 4. 利用料金の例

○65歳以上の村民で、住民税非課税の方が割引申請をして利用した場合

基本料金	最大割引金額	支払う金額
300 円	- 200 円	= 100 円

○65歳以上の村民で、割引申請はしない場合

基本料金	年齢割引金額	支払う金額
300 円	- 100 円	= 200 円

☎ 総務課 総務係 ☎ 57-2111



令和6年度から運行形態が変わります!

## 昭和村南会津町生活バスの運行について

昭和村南会津町生活バスについて、今まで実施していただいた事業者の撤退、運行実績、冬期実証運行の分析を踏まえて、下記のとおり運行形態を変更して運行しますので、お知らせします。

### ●主な変更点

#### (1) 運行の事業主体

金子建設株式会社 ⇒ 昭和村

(自家用有償旅客運送)

#### (2) 運行便数

3往復 ⇒ 2往復

#### (3) 運行期間

4月～11月 ⇒ 通年運行

#### (4) 運行時刻表

減便に伴い、運行時刻が変更となります。

別添「昭和村南会津町生活バス時刻表」をご参照ください。

☎ 総務課 総務係 ☎ 57-2111



## 令和6年度ごみの出し方について

令和6年度のごみの出し方について昨年度より変更がありますので、お知らせします。

### ●上昭和地区の空き缶収集が土曜日に変更となります

上昭和地区(小野川・大芦・両原・喰丸・佐倉・小中津川)の空き缶は、毎月1回水曜日に収集していましたが、毎月1回土曜日に変更となります。

### ●プラスチック収集が毎月1回に変更となります

4月から11月までの期間は毎月2回収集していましたが、年間通じて毎月1回に変更となります。

### ●収集するプラスチックの品目が増えます

プラマークのないプラスチック製品の収集を4月より開始します。対象品目など詳しくは、広報しょうわ3月号または今回折り込みのチラシをご覧ください。

☎ 保健福祉課 ☎ 57-2645

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。



## 令和6年度の粗大ごみの回収について

11月から3月までの期間、休止をしていた粗大ごみ回収については、**3月25日(月)受付開始、4月1日(月)より回収**を始めます。

回収ご希望の方は保健福祉課へ連絡、または昭和村公式LINEよりお申し込みください。

### 【昭和村公式LINE登録方法】

- ・LINEアプリ上のID検索で「showavill」を入力して登録
- ・下記のQRコードをLINEアプリ上またはQRコード読み取り機能を利用して登録。



保健福祉課 ☎ 57-2645



## 診療所からのお知らせ

### 直近の診療日をご案内いたします。

- 内科は毎週水曜日が一般外来休診日です。  
(検査・昭和ホーム回診・往診日、急患応相談)
- 歯科は完全予約診療です。  
(急患応相談、事前にお電話ください。)
- 昭和村診療所においては感染拡大防止のため、当面の間、従来通りの感染症対策を行います。  
来所の際は自宅で体温を測っていただき、**マスク**を着用願います。  
発熱等の症状がある場合には、来所する前に(家族も含む)、まずお電話でご相談ください。(57-2255)
- 土日祝日は休診日です。休日・時間外の受診・相談は極力控え、診察日・診察時間内に受診しましょう。

残薬をご確認の上、早めの受診をお願いします。

月日	内科	歯科	バス
3月20日(水)	祝日	祝日	春分の日
21日(木)	○	○	松山～野尻
22日(金)	○	○	大芦
25日(月)	○	○	下中津川
26日(火)	○	○	小中津川～両原、小野川
27日(水)	検査日	○	
28日(木)	○	○	松山～野尻
29日(金)	○	○	大芦
4月1日(月)	○	○	下中津川
2日(火)	○	○	小中津川～両原、小野川
3日(水)	検査日	○	
4日(木)	○	休診	松山～野尻
5日(金)	○	○	大芦
8日(月)	○	○	下中津川
9日(火)	○	○	小中津川～両原、小野川

- 内科 午前9:00～11:15(受付)  
※午後診察分の受付も行っております。  
午後2:00～ 4:00(受付)
  - 歯科 午前9:00～11:30 / 午後 1:30～4:00
- ※医師の診療を受けずに薬のみを処方することは法律上出来なくなっております。

診療所 ☎ 57-2255

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。





昭和小村・昭和小村社会福祉協議会共同

## 令和6年能登半島地震災害義援金について(募金箱設置終了)

村内6カ所に設置しておりました募金箱につきましては、**2月29日をもって終了いたしました。**ご支援ありがとうございました。

なお、令和6年1月5日から令和6年2月29日までに昭和小村社会福祉協議会窓口での受け付け分と、募金箱の合計は**362,914円**となりましたのでご報告いたします。

お寄せいただきました義援金は、日本赤十字社を通じて被災された皆様に送られます。今後も、令和6年能登半島地震災害義援金の受け付けを継続してまいりますので、引き続き皆様の温かいご支援をお願いいたします。

義援金寄託方法(下記のいずれかの方法で寄託ができます)

### (1) 昭和小村社会福祉協議会(すみれ荘)窓口での寄託

※当面の間、受付をおこないます。

お預かりした際には、日本赤十字社の領収書を発行いたします。

すみれ荘までお越しいただく事が困難な場合は、職員がお伺いいたしますので、電話57-2655までご連絡ください。

### (2) 郵便局・ゆうちょ銀行での寄託

※令和6年12月27日までの受付です。

口座番号: 00150-7-325411

加入者名: 日赤令和6年能登半島地震災害義援金

※受領証をご希望の場合は通信欄に「受領証希望」とご明記の上、お名前・ご住所・電話番号もご記入ください。郵便局・ゆうちょ銀行窓口での取扱いの場合は手数料無料となります。(ATMをご利用の場合は振込手数料がかかる場合があります。)

ご不明な点がございましたら昭和小村社会福祉協議会(57-2655)までお問合せください

☎ 昭和小村社会福祉協議会 ☎ 57-2655



令和6年度

## 金山出張免許更新について

毎月第3水曜日に金山町開発センターで金山出張免許更新を実施しています。令和6年度(4月~12月)の日時は以下のとおりとなります。なお、対象者は優良講習該当者及び高齢者講習受講済者のみとなりますのでご注意ください。

日時	該当者
4月17日 9:30 ~	5月17日誕生日の方まで
5月15日 9:30 ~	6月15日誕生日の方まで
6月19日 9:30 ~	7月19日誕生日の方まで
7月17日 9:30 ~	8月17日誕生日の方まで
8月21日 9:30 ~	9月21日誕生日の方まで
9月18日 9:30 ~	10月18日誕生日の方まで
10月16日 9:30 ~	11月16日誕生日の方まで
11月20日 9:30 ~	12月20日誕生日の方まで
12月18日 9:30 ~	1月18日誕生日の方まで

※新しい免許証は、翌月の免許更新日にお渡しいたします。

※ご不明な点がございましたら、役場総務課総務係までご連絡ください。

☎ 総務課 総務係 ☎ 57-2111

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。



## イベントで食品の出店を検討されている方へ イベントで食品を販売するには 資格が必要です

からむし織の里フェアや雪まつりをはじめとしたイベントで食品を販売する場合、法律等による条件を守っていただく必要があります。特にご注意くださいいただきたいのが以下の点になります。

- 出店団体ごとに「食品衛生責任者」の資格を持つ方が1名必要です。
- ハサップ (HACCP) と呼ばれる衛生管理の考え方を取り入れ、衛生管理計画を作成し、必要な記録を行い、一定期間保存しなければなりません。
- 食品製造許可のある施設または公共施設で調理する必要があり、自宅での調理は厳禁です。

食品衛生責任者の資格は、講習会を受講することで取得できます。

詳しくは会津食品環境衛生協会 (電話0242-28-6121) にお問い合わせください

なお、出店回数が年間 (4月～翌3月) で3回目からは、ご自身で保健所に「臨時営業許可」の申請 (有料) をしていただく必要が出てきますので、出店回数にもご注意ください。

食中毒を予防し、お客様に安心してイベントを楽しんでいただけるようにするため、ご理解ご協力をお願いいたします

☎ 昭和村観光協会 ☎ 57-3700



高齢者の活動を応援!

## 令和6年度アクティブシニア活動支援事業委託実施団体募集について

元気で活力がある高齢者等の活動を支援し、生きがいづくりや仲間づくり、社会参加の場を創出することを目的とする「アクティブシニア活動支援事業」の実施団体(任意団体も可)を募集します。下記の事業内容に基づき「仲間と共に新しい活動を始めたい」、「高齢者のために活動したい」という団体に随時事業説明を行いますので、興味のある方は保健福祉課へご連絡ください。

応募締切 令和6年3月29日 (金)

※実施団体が少ない場合は再募集いたします。

### 事業内容

- (1) 社会参加活動や生きがいづくり等の事業
  - (2) 健康づくり (介護予防) 事業
  - (3) 地域支え合い事業
  - (4) 若手高齢者組織化・活動支援事業
  - (5) その他高齢者の福祉向上に関する事業
- ただし、次の事業は対象外です。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 特定の個人等のために行われる事業
- (3) 政治的、宗教的な活動に関する事業
- (4) 単に親睦、懇親を目的とした事業
- (5) 他の補助金や交付金を充てて行う事業

### 事業の例

体操教室、ウォーキング大会、スポーツ大会、介護予防講習会、歌や踊りの発表会、集いの場の開設、手芸教室、環境美化活動など

☎ 保健福祉課 ☎ 57-2645

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。



昭和村の新たな空き家対策事業の実施についてご協力をお願いいたします。

## 令和 6 年度移住定住促進空き家活用事業の実施について

昭和村では近年、空き家バンクの登録、利活用の意識が普及され、多くの空き家所有者の方の空き家バンク登録をいただき、移住者等住居の確保につながりました。しかし、村の空き家数に対して、利活用されている空き家は不足している現状です。

移住を希望する方の移住先として「空き家」を選択される方は非常に多く、住居確保において重要な資源となっております。空き家となった実家を活用することで管理等にかかるご自身の負担も軽減され、地域貢献にもつながります。

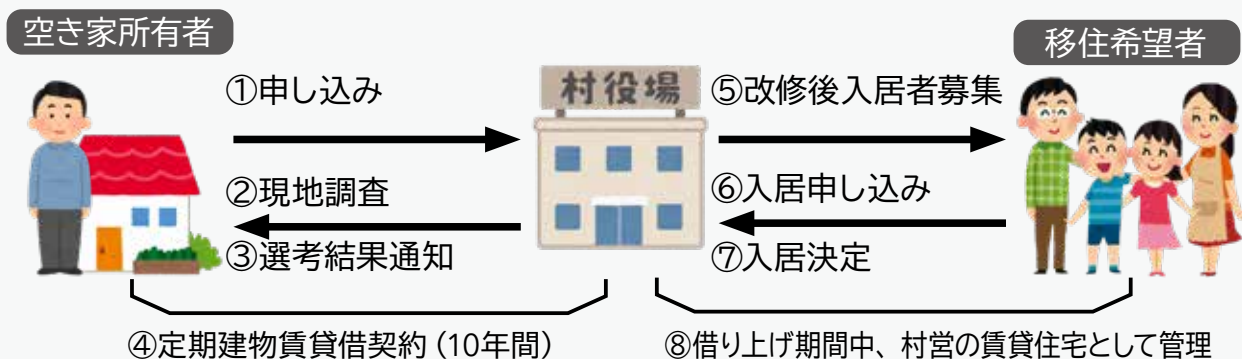
村としても、さらなる空き家の利活用促進・解消に向け、下記の事業に取り組みたいと考えております。

### ◆ 対象となる建物

#### 移住定住促進空き家活用事業

この事業は、村内の空き家を村が 10 年間借り上げ、水回り、内装などの改修を行い、村が管理するとともに、移住希望者や定住希望者などへ貸し出しを行う事業です。実施 2 年目（令和 6 年度）は昨年度に続き 1 件の整備を予定しております。

#### そのため、本事業に申し込みを希望する物件を募集します！



- (1) 昭和村内にある居住用の建物で、現に人が居住しておらず、今後も居住の予定がない建物。
- (2) 昭和村が移住希望者や定住希望者等に転貸すること、村営住宅として使用することに同意を得られること。

### ◆ 村の借り上げ期間

10 年間 ※契約締結日から 10 年に達する日以降における最初の 3 月 31 日まで

### ◆ 物件の選考について

- (1) 改修費用が、村の定める予算の範囲内であること。
- (2) 主要な道路からの位置条件など空き家所在地の立地条件。
- (3) 地区において、集落戦略等を策定し、「空き家の利活用」、「移住者獲得」等について明確な計画があること。また、地区区長から本事業への申込に合意を得ていること。

### ◆ お申込み方法

役場産業建設課観光交流係（喰丸小）で「昭和村移住定住促進空き家活用事業物件募集要項」を配布します。また、応募を希望する方に申込書を配布しますので、直接お問合せください。

お申込みは、令和 6 年 4 月 1 日（月）まで受け付けております。

〒 産業建設課 観光交流係 ☎ 57-2124

▶ 次頁にも、続きがありますので、ご確認ください。

## 空き家活用事業の Q & A

### Q 住宅改修費用の所有者の負担はどうなりますか？

**A** 所有者の負担はありません。10年間の借り上げ料を無償にさせていただき代わりに、改修費用については、村で負担をいたします。

### Q 貸した10年後はどうなりますか？

**A** 村の借り上げ期間終了後、所有者へ返還します。所有者がそのまま貸し出しをする、売買する、自身の住宅として使用するなど、自由にお使いいただけます。

### Q 荷物がそのままなのですが、どうしたら良いですか？

**A** 所有者側で必要な荷物を空き家から運んでいただき、可能な限りの不要な荷物の撤去をお願いいたします。どうしても処理が困難で残った荷物は工事時に処分しますが、残った荷物が多い場合、その分工事費が減額します。

### Q 所有者が亡くなった父親の名義のままですが申し込めますか？

**A** 空き家の名義が亡くなった方のままの場合でも本事業に申し込むことは可能です。しかし、今後のために、お早めの相続登記手続きを強く推奨します。

### Q 入居者を選ぶことができますか？

**A** できません。

### Q 所有者の意向どおりの改修は可能ですか？また、改修はどのように行いますか？

**A** 村の予算の範囲内で必要な改修を行いますので、原則、村の判断で改修を行います。また、水回り（風呂、トイレ、台所等）の改修を最優先に行い、予算や家の状態を勘案しながら内装材の張り替え、外装、電気設備の改修を行います。

### Q 早急に空き家を賃貸、売買等で利活用することを検討しています。良い方法はありませんか？

**A** 村では空き家バンク制度を運用しており、多くの方にご登録・ご利用いただいております。多くの移住者等の住居確保につながっております。ご検討されている方は、是非、役場産業建設課観光交流係までお問い合わせください。

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。





## 村から貸し出すタブレットの希望調査について

現在、村内全域Wi-Fiの整備を進めており、3月より順次、試験電波を出しています。実際に利用が可能になった段階で、改めて、利用方法に関する説明会やコバシリ等でお知らせを行う予定です。

また、高齢者世帯やスマートフォンをお持ちでない世帯等対象に、タブレットを村からお貸しし、利用していただく予定です。使い方や管理について、希望された方のご自宅に伺って、説明を行います。

今回は、第一弾の希望調査を行いますので、利用してみたい方は、最終頁の申込書に記入してお申し込み下さい。お電話などでも結構です。公式LINEからでも申し込めます。

公式LINEの場合は、メニュー左上の「お申し込み・お手続き」をタップし、「役場・各事業のお申し込み」から入力してください。

☎ 総務課 企画創生係 ☎ 42-7717



## 令和5年度野生鳥獣による農作物の被害状況調査について

令和6年度の有害鳥獣被害防止対策などに役立つため、以下により「令和5年度野生鳥獣による農作物の被害状況調査」を実施しますのでご協力をお願いいたします。

- 対象期間 令和5年4月～令和6年3月
- 回答方法 最終ページの調査票用紙への記入、もしくは、オンラインからでも回答できます。下記QRコードからアクセスしてください。
- 提出方法 区長様または役場産業係まで提出をお願いいたします。
- 提出期限 令和6年4月5日(金)



☎ 産業建設課 産業係 ☎ 57-2117

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。



# お申し込み一覧

## タブレットの利用希望調査 ▶ 総務課 企画創生係

氏名	住所	電話番号





